

2

後見事務における「意思決定支援」

ガイドラインにおける基本的な考え方 ①

本ガイドラインの背景・趣旨・目的

●後見人を含め、本人に関する支援者らが常に、全ての人には、自分のことを決める力があるという前提に立ち、後見人等に就任した者が、意思決定支援を踏まえた後見事務等を適切に行うことができるよう、何が後見人等に求められているかの具体的なイメージを示すもの。

後見人として意思決定支援を行う場面…*1

●本人にとって重大な影響を与えるような法律行為及びそれに付随した事実行為
(例) 旅館への入所契約など本人の居所に関する重要な決定を行う場合など
(ただし、その他の異議においても、意思決定支援が適切にされているかについて、後見人としてチェック機能を果たすことが求められる…*2)

意思決定支援のプロセス

支援チームによる対応

【意思決定支援のための環境整備】

日常的な事柄につき本人が意思決定をすることができる支援がされているという環境の整備が必要。

●本人のエンパワメント

本人が、自らの意思を他人に尊重されたという経験を得て、日頃から自尊心や達成感が満たされていることが重要。

●支援者側の共有認識・基本的姿勢

各支援者が、本人の意思決定を尊重する基本的姿勢を身に付けておくことが必要。

後見人等の関与の仕方・役割

※後見人としてのチェック機能…*2

本人が日常生活を送るに当たって、支援者により適切な意思決定支援がされているかや、表明された意思が尊重されているかどうかを把握する。

●留意点

- 意識的に本人と話をしたり、本人のことを知ろうと努めることや、本人と信頼関係を構築することが重要。
- なるべく早期に本人・支援者と接触し、支援者の輪に参加する。
- 本人の意思が十分に尊重されていない場合には、環境の改善を試みる。

【意思決定支援の具体的プロセス】

①支援チームの組成と支援環境の調整

I. 支援チームの組成

- 福祉関係者の責任において行うことを想定
- 本人の思いや意思が反映されやすいチームとする(メンバーには、本人の意思を汲もうとする姿勢が求められる)

II. 支援環境の調整・開催方法等の検討

- メンバーは、ミーティングの趣旨や留意点を理解する
- 本人にとって適切なミーティングの在り方を検討する(日時・場所や参加者等)

III. 本人への聴取説明とミーティング

参加のための準備

IV. ミーティングの招集

- 進行管理に責任を持つ者が関係者を招集

②本人を交えたミーティング

- 主催者は、事前の調整を踏まえて設定されたテーマやルールに沿って会議を進行。
- 本人に対し、本人の特性を踏まえつつ、状況を分かりやすく説明しながら、本人の意思や考え方をできる限り引き出す。
- 誘導にならないよう気を付けながら、本人が現在採り得る選択肢を示す。

③意思が表明された場合

- 意思決定能力について特段疑問がない限り、本人の意思決定に沿った支援を行う。
- 意思決定能力：個別の意思決定に際し、支援を受けて自らの意思を自分で決定することができる能力。

※後見人としての意思決定支援…*1

ミーティング主催者とともに、支援チームのメンバー選定も含め主体性を持って関わっていくことが望ましい。

●チームが機能している場合

他の支援者らが本人の意思や特性を尊重しながら適切に準備を進めているのかチェックし、問題がある場合には注意を促すことが求められる。

●チームが機能していない場合

- 中核機関等の支援を受け、支援者らの意識の改善やチームの再編成を試みたりするなど、主体的に関与することが望ましい。
- 後見人は、自分の価値観が決定に影響しないように気を付ける必要がある。

※後見人としての意思決定支援…*1

本人の権利擁護者として、本人が意思決定の主体として実質的にミーティングに参加できるよう、本人のペースに合わせた進行を主催者・参加者に促していくことが期待される。

ガイドラインにおける基本的な考え方 ②

代行決定のプロセス(支援チームによる) 本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。

意思決定や意思確認が困難とみられる局面

- 意思決定支援を尽くしたにもかかわらず、本人の意思や意向を把握することが困難であり、かつ、決定を先延ばしにすることができるない場合。

▶ 意思決定能力アセスメント(評価)

支援者が意思決定支援を尽くしているかも併せ、対象となる意思決定に関し、

- ①理解、②記憶保持、③比較検討及び④表現の4要素を検討し、

その時点で本人が意思決定をすることが困難かどうかを判断する。

※支援を尽くしたと言えるかどうかについても、チーム内で適切に検討する。

※全ての人は意思決定能力があることが推定される。

※決定を先延ばしにすることができる場合には、改めて意思決定支援を行うことになる。

- アセスメントの結果、本人の意思決定がその時点ではどうしても困難と評価された場合。

▶ 意思推定に基づく代行決定

根拠を明確にしながら、本人の意思及び選好の推定を試みる。

I. 本人の意思が推定できる場合

- 本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生じない限り、
推定意思に基づいて支援を行う。

II. 意思推定すら困難な場合 最善の利益に基づく代行決定…*3

本人にとって見過ごすことができない重大な影響が懸念される局面等

- 意思決定支援の結果、本人が意思を示した場合や、本人の意思が推定できた場合であっても、その意思をそのまま実現させてしまうと、本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じるような場合等。

▶ 法的保護の観点から、最善の利益に基づいた

代行決定を行うことが許容される

- 重大な影響といえるかどうかについての判断要素。

- ①本人が他に採り得る選択肢と比較して明らかに本人にとって不利益な選択肢といえるか。
- ②一旦発生してしまえば、回復困難など重大な影響を生ずるといえるか。
- ③その発生に確定性があるか。

I. 第三者からみれば必ずしも合理的でない意思決定であったとしても、本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が発生する可能性が高いとまでは評価できない場合
本人の意思（推定意思）に基づいて支援を行うことが期待される。

II. 重大な影響が発生する可能性が高いと評価される場合

法的保護の観点から、以下の判断を行うことがある。

- ①本人の意思実現について同意しない。
- ②最善の利益に基づく代行決定（代理権、取消権の行使）…*4

本人にとっての最善の利益に基づく代行決定

- 後見人等が、本人にとっての最善の利益に基づく代行決定を行う場合。

- ①意思決定支援を尽くしても本人の意思が明確ではなく、かつ、意思を推定することさえできない場合…*3

- ②本人が表明した意思や推定される本人の意思を実現すると、本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じてしまう場合…*4

※本ガイドラインにおける最善の利益とは、本人の意向・感情・価値観を最大限尊重することを前提に他の要素も考慮するという考え方。客観的・社会的利害を重視した考え方方は採用していない。

※最善の利益に基づく代行決定は、最後の手段として慎重に検討されるべき（検討を誤ると本人の自己決定権の侵害となる可能性もある。支援のしやすさを優先していないかや、結論ありきの検討にならないかにつき注意する必要がある。）

●一度代行決定が行われた場合であっても、次の意思決定の場合では、意思決定能力があるという前提に立って、再び意思決定支援を行わなければならない。

事例紹介 ①



1. 自宅が壊れていて住めない…。周囲は本人を気遣って施設入所を強く薦める。本人はショックにより元気がなく言葉も出ない。

2. 「本当はどうしたいの？」
「私は壊れても家にずっといたい」



3. 「仮塙壊れてなかった」
自宅に一時帰宅すると見違えるほど元気に。

事例紹介 ②

4.周囲の理解を得て
在宅生活再開へ。



6.自宅でやっと落ち着けるね。



5.雨漏りする箇所だけ修理。



法令・条文紹介

【憲法】

- 13条 すべて国民は、個人として尊重される自由や幸福追求に対する国民の権利は、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする
- 14条 すべて国民は、法の下に平等であって、差別されない
- 22条 何人も居住・移転の自由を有する
- 25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する
-

【民法】

- 858条 成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

法令・条文紹介

障害者権利条約第12条 法律の前にひとしく認められる権利

- 1 締約国は、障害者が全ての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
 - 2 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。
 - 3 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。 (略)
-

障害者権利条約第19条 自立した生活・地域社会への包容

この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。 (略)

法令・条文紹介

障害者基本法

第3条 第1条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、**基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利**を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

一 全て障害者は、**社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること**。全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、**地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと**。

三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

第23条 国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。

二 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるようするため、関係機関相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族に対し、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うものとする。

成年後見制度の利用の促進に関する法律①

(平成28年4月13日公布、5月13日施行)

基本理念

成年後見制度の理念の尊重

- ① ノーマライゼーション
- ② 自己決定権の尊重
- ③ 身上の保護の重視

地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進

成年後見制度の利用に関する体制の整備

国等の責務

- ① 国の責務
- ② 地方公共団体の責務
- ③ 関係者の努力
- ④ 国民の努力
- ⑤ 関係機関等の相互の連携

基本方針

- ① 保佐及び補助の制度の利用を促進する方策の検討
- ② 成年被後見人等の権利制限に係る制度の見直し
- ③ 成年被後見人等の医療等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討
- ④ 成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し
- ⑤ 任意後見制度の積極的な活用
- ⑥ 国民に対する周知等

- ① 地域住民の需要に応じた利用の促進
- ② 地域において成年後見人等となる人材の確保
- ③ 成年後見等実施機関の活動に対する支援

- ① 関係機関等における体制の充実強化
- ② 関係機関等の相互の緊密な連携の確保

法制上の措置等

- 基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上・財政上の措置
- 成年被後見人等の権利制限に係る関係法律の改正その他の基本方針に基づく施策を実施するために必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目指として講ずる

施策の実施状況の公表(毎年)

成年後見制度の利用の促進に関する法律②

(平成28年4月13日公布、5月13日施行)

基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「成年後見制度利用促進基本計画」を策定

体制

成年後見制度利用促進会議

1 組織

会長：内閣総理大臣

委員：内閣官房長官、特命担当大臣、法務大臣、厚生労働大臣、総務大臣等

2 所掌事務

- ①基本計画案の作成
- ②関係行政機関の調整
- ③施策の推進、実施状況の検証・評価等

意見

成年後見制度利用促進委員会

- 有識者で組織する。
- 基本計画案の調査審議、施策に関する重要事項の調査審議、内閣総理大臣等への建議等を行う。

地方公共団体の措置

市町村の措置

- 国の基本計画を踏まえた計画の策定等
- 合議制の機関の設置

援助

都道府県の措置

- 人材の育成
- 必要な助言

その他

この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日(H28.5.13)から施行する。

この法律の施行後2年以内の政令で定める日(H30.4.1)に、これらの組織を廃止し、新たに関係行政機関で組織する成年後見制度利用促進会議及び有識者で組織する成年後見制度利用促進専門家会議を設ける(両会議の庶務は厚生労働省に)。

成年後見制度利用促進基本計画について

【経緯】

- H28.5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
- H28.9 「成年後見制度利用促進会議」(会長：総理)より「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める
(基本計画の案に盛り込むべき事項について)
- H29.1 「委員会」意見取りまとめ
- H29.2 パブリックコメントの実施
- H29.3 「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

【計画のポイント】^{*1}

- 1. 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
 - ⇒ 財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代。
 - ⇒ 本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討。
- 2. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
 - ⇒ ①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備
 - ⇒ 本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」)、コーディネートを行う「中核機関(センター)」の整備
- 3. 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和
 - ⇒ 後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討。^{*2}

^{*1} 計画対象期間：概ね5年間を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

^{*2} 預貯金の払戻しに後見監督人等が関与。

	A 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン	B 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン	C 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン	D 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン <small>※身寄りがない場合の医療機関等の対応等に係る部分を除く</small>	E 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン	主な共通点・相違点等
1 策定時期	平成29年3月	平成30年6月	平成19年 (平成30年3月改訂)	令和元年年5月	令和2年10月	
2 誰の (意思決定)支援か	障害者	認知症の人 <small>※認知症と診断された場合に限らず、認知機能の低下が疑われ、意思決定能力が不十分な人を含む。</small>	人生の最終段階を迎えた人	医療に係る 意思決定が 困難な人	成年被後見人等	
3 ガイドラインの趣旨 (意思決定支援等の扱い手を含む)	意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の扱い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資すること。	認知症の人を支える周囲の人ににおいて行われる意思決定支援の基本的考え方(理念)や姿勢、方法、配慮すべき事情等を整理して示し、これにより、認知症の人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることを目指すもの。	人生の最終段階を迎えた本人・家族等と医師をはじめとする医療・介護従事者が、最善の医療・ケアを作り上げるプロセスを示すもの。	本人の判断能力が不十分な場合であっても適切な医療を受けることができるよう、Cガイドラインの考え方も踏まえ、医療機関としての対応を示すとともに、医療に係る意思決定の場面で、成年後見人等に期待される具体的な役割について整理するもの。	成年後見人等が意思決定支援を踏まえた後見事務を適切に行うことができるよう、また、中核機関や自治体の職員等の執務の参考となるよう、成年後見人等に求められている役割の具体的なイメージ(通常行うことが期待されること、行うことが望ましいこと)を示すもの。	各ガイドラインの趣旨は様々であるが、いずれのガイドラインにおいても、本人への支援は、本人の意思(自己決定)の尊重に基づいて行う旨が基本的な考え方として掲げられている。

	A 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン	B 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン	C 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン	D 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン <small>※身寄りがない場合の医療機関等の対応等に係る部分を除く</small>	E 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン	主な共通点・相違点等
4 ガイドラインが対象とする主な場面	<p>①日常生活における場面 ●食事、衣履きの選択、外出、排泄、整容、入浴等の基本的生活習慣に関する場面。</p> <p>②社会生活における場面 ●自宅からグループホームや入所施設、一人暮らし等に住まいの場を移す等の場面。</p>	<p>①日常生活における場面 ●例えば、食事・入浴・被服の好み、外出・併せつ・整容などの基本的生活習慣や、日常提供されたプログラムへの参加を決める場合等。</p> <p>②社会生活における場面 ●自宅からグループホームや施設等に住まいの場を移動する場合や、1人暮らしを選ぶか、どのようなケアサービスを選ぶか、自己の財産を処分する等。</p>	<p>人生の最終段階における医療・ケアの場面 ●「人生の最終段階」には、がん末期のように予後が長くても2~3か月と予測できる場合、慢性疾患の急性増悪を繰り返して予後不良に陥る場合、脳血管疾患の後遺症や老衰など数か月~数年で死を迎える場合がある。</p> <p>●どのような状態が「人生の最終段階」かは、本人の状態を踏まえて、医療・ケアチームの適切かつ妥当な判断による。</p>	<p>医療に係る意思決定の場面 ※主に、本人の意思決定が困難な場合について記述。</p>	<p>本人にとって重大な影響を与えるような法律行為及びそれに付随した事實行為の場面 例：①施設入所契約など本人の居所に関する重要な決定。②自宅や高額な資産の売却等、法的に重要な決定。③特定の親族に対する贈与・経済的援助など、直接的には本人のためとはいい難い支出をする場合等。</p>	A・Bのガイドラインは主に日常的な場面を、C・Dのガイドラインは、より非日常的な場面を対象とするイメージ。
5 意思決定支援等のプロセス等	<p>可能な限り本人が自ら意思決定できるよう、以下の枠組みで支援する。</p> <p>①意思決定支援責任者の配置。 ②意思決定支援会議の開催。 ③意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）の作成。 ④サービスの提供。 ⑤モニタリングと評価・見直し。</p>	<p>本人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることを目指すために以下のプロセスで支援する。</p> <p>①人的・物的環境の整備（本人と支援者との関係性や意思決定支援の場所・時間等への配慮等）。 ②意思形成支援（適切な情報、認識、環境の下で意思が形成されることへの支援）、意思表明支援（意思を適切に表明・表出することへの支援）、意思実現支援（本人の意思を生活に反映することへの支援）。各プロセスで困難・疑問が生じた場合、チーム会議も併用・活用。</p>	<p>本人意思が確認できる場合、次の手順によるものとする。</p> <p>①医療従事者からの適切な情報提供と説明。 ②本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合い。 ③時間の経過や心身の状態の変化等に応じて本人の意思は変化しうるため、家族等も含めて繰り返し話し合うことが必要。</p>	<p>本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定ができるよう以下のような活動を行う。</p> <p>①支援チームの編成、本人への趣旨説明とミーティングの準備等。 ②本人をえたミーティングの開催。 ③本人の意思決定に沿った支援を展開。</p>	<p>各ガイドラインにおける意思決定支援の要素・プロセスは様々であるが、本人が意思決定の主体であり、支援を行う前提としての環境整備、チーム支援、適切な情報提供等の要素は共通。</p>	

	A 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン	B 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン	C 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン	D 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン <small>※身寄りがない場合の医療権限等の対応等に係る部分を除く</small>	E 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン	主な共通点・相違点等
6 (代理)代行決定 [※] について	<p>①本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合、本人をよく知る関係者が集まって、根拠を明確にしながら本人の意思・選好を推定。</p> <p>②本人の意思推定がどうしても困難な場合、関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断。</p> <p>※本人による意思決定が困難な場合に、第三者が本人に代わって意思決定を行うこと。</p>	<p>●本人の意思決定能力に欠ける場合の代理代行決定はガイドラインの対象外。</p> <p>●なお、本人の意思は、それが他者を害する場合や本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合でない限り、尊重される。（「重大」か否かは、明確な不利益性・回復困難な重大性・発生の直然性の観点から判断）</p>	<p>本人意思が確認できない場合、次の手順により、医療・ケアチームの中で慎重に判断（いずれの場合も、本人にとって最善の方針をとることを基本とする）</p> <p>①家族等が本人意思を推定できる場合、その推定意思を尊重。</p> <p>②家族等が本人意思を推定できない場合、本人にとって何が最善であるか家族等と十分話し合う。</p> <p>③家族等がない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合も、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。</p>	<p>①意思決定支援を尽くしても意思決定・意思確認がどうしても困難な場合、意思推定に基づく代行決定を行う。</p> <p>②意思推定すら困難な場合や、本人の表明意思・推定意思を実現すると本人に見過ごすことができない重大な影響が生ずる場合等には、本人にとっての最善の利益に基づく代行決定を行う。</p>	<p>●Bのガイドラインでは、「いわゆる代理代行決定のルールを示すものではない」旨明記。</p> <p>●その他のガイドラインでは、本人意思が確認できない場合等における、本人意思を推定するプロセスや、最終手段として、本人にとっての最善の利益の観点からなされる代行決定等のプロセスについても記述。</p>	
7 (意思決定支援等 における) 成年後見人等の役割・ 開与の在り方	<p>①サービス提供者とは別の第三者として意見を述べ、多様な視点からの意思決定支援を進める。</p> <p>②意思決定支援の結果と成年後見人等が担う身上配慮義務に基づく方針が齟齬しないよう、意思決定支援のプロセスに参加。</p>	意思決定支援に当たり、本人の意思を踏まえて、家族・親族・福祉・医療・地域組織の関係者とともにチームとなって日常的に見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な支援を行う。		<p>①契約の締結等(受診機会の確保・医療費の支払)。</p> <p>②身上保護(適切な医療サービスの確保)。</p> <p>③本人意思の尊重(本人が意思決定しやすい場の設定、チームの一員として意思決定の場に参加等)など。</p> <p>※成年後見人等の権限には、いわゆる医療同意権が含まれないことを明記。</p>	<p>①ミーティング主催者とともに、チームのメンバー選定・開催方法等も含めて、主体性を持って開き。</p> <p>②本人が意思決定の主体として実質的にミーティングに参加できるよう、本人のベースに合わせた進行を主催者・参加者に促す。</p>	<p>●後見人等について、A・Bのガイドラインでは主として他の関係者とともに意思決定支援のプロセスに開与することが求められているのに対し、Dのガイドラインでは医療等の場面で後見人等に期待される役割・行為が個別具体的に記載。</p> <p>●Eのガイドラインは、主として後見人等向けに策定されるものであり、意思決定支援場面・代行決定場面それぞれの開与の方を詳細に記載。</p>

財産管理における意思決定支援の視点

- 本人の望む生活が実現できるよう、後見人等は、本人の意思や心身の状態、生活の状況に配慮しつつ、財産管理においても意思決定支援ガイドラインをふまえて、**本人の財産・資産状況に応じた後見事務を行う必要がある。**
- どのようなことにお金を使いたいかは、人それぞれ違うという前提に立ち、**その人の特徴に応じた財産管理をする必要がある。(例:旅行に行きたい人もいれば、お中元やお歳暮を送りたい人もいる)**
- 財産管理を検討する際には、**1年間の収支のみでなく中長期的な視点を持つ必要がある。**また、中長期的な財産管理の計画は、固定的なものでなく**本人の状態に応じて変わっていくものである。**
- 後見人等は、**本人とよくコミュニケーションをとり、本人がこれから財産をどのように使いたいと思っているか、話し合う必要がある。**(特に、本人にとって特別な出来事があった場合(本人の家族の死や、本人自身の体調の変化等)、「どのようなことにお金を使いたいか」は変化することがある。後見人等は、意思が変化しているかどうか、確認をする必要がある。)
- 本人とのコミュニケーションに当たっては、**1年で活用が可能な限度額を示したり、本人が自由に使える割合を示したりしながら話し合いをすることが考えられる。**
- 本人が自由に使える限度額や割合を考える場合、**本人の生活基盤を支えるために必要な金額は確保したうえで設定する必要がある。**また、本人の生活基盤を支えるために必要な金額は、本人の心身や生活の状態、扶養義務のある家族構成等によって違ってくるため、よく情報収集する必要がある。
- 財産管理における意思決定支援においては、**選択肢それぞれのメリットとリスクについて説明しながら、話し合いをする必要がある。**
- 本人やチームとの話し合いや裁判所とのやり取り等を、**適切に記録に残しておくことが重要と考えられる。**

参考事例 ①

【高額なスニーカー購入の検討】

- 本人（47歳、中度知的障害）は、グループホームを利用し、就労A型に通っている。本人へ世話をしていた母親が亡くなり、祖父が申立を行った。保佐類型。
- 本人はスニーカーを集めることを趣味としている。これまでも、障害年金と就労工賃の中から購入してきた。
- 今回、一足二万円のスニーカーを購入したいと希望したところ、保佐人が「高すぎる」と却下した。この判断により、本人が調子を崩す事態となり、担当者会議を開催（関係者で状況を共有）した。
- 本人の意思確認の上で、本人を交えた会議を行った。スニーカーを集めることが、本人にとって生活の原動力になっており重要であること。さらに、購入の過程に参加することも本人へのエンパワーメントの上で重要であることを共有した。



当事者の言葉から（残念な事例）①

● スマホを選びにヘルパーと一緒にショップまで行って、欲しいものを何時間もかけて決めたのに、後見人に契約を依頼したら、（何の相談もなく）黒のガラケーが郵送されてきて、本人はとても悲しんだ。

（障がい者団体）

● 本人のために日用品や嗜好品の購入をしたが、後見人より「必要ない」「お金を使いすぎ」との話があった。施設側の説明不足もあったが生活状況等をまったく確認もしていない状況であり疑問に感じた。

（障がい者施設）

● 本当は、施設から出たいと思っているのに、職員は取り合ってくれない。後見人に連絡しようと、年に1、2回しか施設に来てくれず、いざ相談しても「施設の人とよく話し合ってください。」と言われてしまった。話を聞いてもらえない。

（被保佐人・電話相談）



当事者の言葉から（残念な事例）②

● 関係者全員で施設入所の検討を始めたところ、後見人は本人の意思を確認することなく、特別養護老人ホーム以外の選択肢を認めない。また、本人の意思を確認した上で他の選択肢を提案しても、後見人は聞く耳を持たず、ケア会議への参加を拒否し欠席した。

（障がい者支援団体）

● 「面会に来ない」「面会に来ても聴聞するのみ」「本人のための積極的なサポートがまったくない」「管理のみ」「施設任せ」

（本人のご家族）

● サービス担当者会議において、本人がどのようなサービスを利用したいか、発言しようとしているのに、「時間がないから」「現実的ではないから」といって後見人が決めてしまった。

（障がい者支援団体）

